

関係委員意見聴取書面	
関係委員 (敬称略)	(所属) 放送大学 教授 ----- (氏名) 岡田光正
聴取日	(日付) 平成 24 年 9 月 3 日 (月)
聴取者	環境省 総合環境政策局 環境影響審査室 田中室長、横井補佐、柏谷審査官、石井環境専門員
要領 4 .(2) 利害関係者の除外	
・意見聴取しようとする事業に係る利害関係の有無。 <div style="text-align: right;">利害関係 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無</div>	
要領 4 .(3) 秘密保持の承諾	
・環境影響評価法手続に基づき作成される図書に含まれる希少な動植物種の生息・生育地の情報その他の秘匿すべき情報を外部に漏らさない旨の承諾。 <div style="text-align: right;">_____ <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 ・ 非承諾 _____</div>	
< 関係委員意見概要 >	
1 環境影響評価書について	次の事項について、その内容を確認すべきである ¹ 。 シミュレーションモデルにより開門開始後の海底地形の変化を予測しているが、流入する底質の量と洗掘される底質の量の収支を計算した上での予測となっているか。 排水門前面において濁度 200 度以上が 2 時間を超えて観測された場合を開門操作を中断する基準としているが、どのような根拠でこの基準を設定しているのか。 1：上記の内容については、事業者の確認の上、委員に説明し、了承を得ている。
2 環境大臣意見について	次のような趣旨の内容について、記載を検討すべきである。 環境基準値などの定量的な目標を設定できない事案であるが、暫定的な基準を設けるなどして環境保全措置を講じるに当たっての指標を明確にすべきである。 環境把握調査 ² の評価結果を開門調査の途中段階において公表するとともに、その評価結果について、環境省が意見を述べる機会を設けるべきである。 2：開門に当たって実施される有明海、諫早湾、調整池及び背後地の環境変化を把握するために行われる調査のこと。